

札幌市エレクトロニクスセンター条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市エレクトロニクスセンター条例の一部を改正する条例

札幌市エレクトロニクスセンター条例（昭和61年条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第2項を削る。
- (2) 別表恒温恒湿槽室の項を削り、同表駐車場の項を次のように改める。

駐車場	1台半日（4時間以内のもの）	550円
	1台1日（4時間を超え、24時間以内のもの）	1,100円
	1台1月	5,000円

- (3) 別表備考2中「(恒温恒湿槽室の場合にあっては、3時間)」を削り、同表備考4中「4時間を超えて」を「1日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項を削る改正規定、別表恒温恒湿槽室の項を削る改正規定及び同表備考2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表駐車場の項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する使用に係る使用料について適用し、同日前に開始した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

エレクトロニクスセンターの駐車場の使用料を近隣駐車場の料金を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。